

監査委員告示第1号

令和7年12月22日付で提出された、地方自治法（昭和22年法律第67号）第24条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第5項の規定により、別紙の監査結果報告書のとおり公表する。

令和8年2月18日

猪名川町監査委員 古賀 三津 男

猪名川町監査委員 福 井 和 夫

監 査 結 果 報 告 書

第1 請求書の受理

1 請求人

住 所

氏 名

2 請求書の提出及び受理

本件請求は、令和7年12月22日に提出され、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているとして受理した。

3 請求の要旨

請求人の主張の要旨及び措置請求は次のとおりである。

猪名川町は、令和7年度猪名川町一般会計補正予算（第5号）において、道の駅移転事業に関連して一部取得した農地の残地について、その機能修復を目的とする測量業務に係る費用（以下「本件測量費」と記す）として、金696万3,000円を計上し、当該公金支出を行おうとしている。

なお、本件は、令和7年12月17日に補正予算可決後、現時点では支出未着手の状態にある。

本件測量費の支出は、以下の理由により、違法又は不当な公金支出となるおそれがある。当該測量は、

- ①町が直接利用する土地に対するものではなく、町が道の駅移転事業のために一部取得した農地に隣接して、なお地権者に残存する農地の機能修復を目的とするものであり、第三者の利益調整を目的とする支出であること。
- ②本件農地の部分取得を含む事業用地取得については、現在、その適法性を争う行政訴訟が係属中であり、当該訴訟の帰趨によっては、本件支出の前提自体が失われる可能性があること。
- ③本件残地の機能修復については、当初、道の駅移転事業を担うPFI事業者が対応する予定であったが、当該事業者はすでに事業から撤退しており、本来事業者が負担すべきであった費用を町が負担する構造となっていること。
- ④本件測量は、災害対応や人命・安全に直結するものではなく、監査結果や係属中訴訟の司法裁判を待って実施したとしても、町に回復困難な不利益が生じる性質のものではないこと。

以上から、本件測量費の支出は、裁量権の逸脱又は濫用に該当し、違法又は不当な公

金支出となるおそれがある。

本件測量費が支出された場合、事業の前提が失われた際には、当該支出は全く回収不能な公金の損失となり、町に不必要かつ回復困難な財政的損害を生じさせる。

よって、猪名川町監査委員に対し、本件測量費（金696万3,000円）の公金支出を行わないこと及び当該支出に至る判断過程及び合理性について、必要な是正措置を講ずることを求める。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び請求人の陳述の内容を総合的に判断して、猪名川町が実施する予定の道の駅移転事業に関連して一部取得した農地の残地の機能修復に係る実施設計委託料の公金支出が違法又は不当なものであるか、当該支出が回収不能な損失であるか、町に不必要かつ回復困難な財政的損害を生じさせるかを監査の対象とした。

2 監査対象課

地域振興部 農業環境課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき令和8年1月16日に証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、陳述はされず、新たな事実を証する書面の提出はなかった。

4 関係職員調査

令和8年1月6日、監査対象課である地域振興部農業環境課に対し、請求人が違法又は不当な支出と主張する事項に対する見解等について、地域振興部長、農業環境課長、同課主査から事情を聴取した。

第3 監査の結果

本件請求については、以下の通り決定した。

1 主文

本件請求を棄却する。

2 事実の概要

(1) 本件事業の主な経緯

- ・平成27年12月9日、総務文教常任委員会にて、町地域創生総合戦略に関して道の駅調査の開始を口頭報告。
- ・平成29年2月3日、いながわ創生対策特別委員会にて、道の駅いながわ活性化基本計画の案を策定したことを説明。
- ・平成29年7月31日、いながわ創生対策特別委員会にて、道の駅いながわ活性化基本計画策定の報告。
- ・平成30年11月20日、いながわ創生対策特別委員会にて、マーケットサウンディング調査の結果を踏まえ道の駅いながわ活性化基本計画変更の最終案を報告。移転候補地として南田原用地が決定されたこと、事業手法として官民連携、PFI方式の事業を採用するなど、道の駅を南田原に移転する事業が最終的に確定したことを報告。
- ・令和元年12月25日、いながわ創生対策特別委員会にて、業務要求水準書案を報告。
- ・令和2年3月26日、第398回定例会にて、約5億5,000万円の用地費と37億4,000万円の事業費の債務負担行為が可決。
- ・令和3年2月19日の行政報告にて、公募条件の見直しの報告。
- ・令和3年2月22日、町ホームページにて、実施方針（改訂版）及び業務要求水準書案を公開。
- ・令和3年3月1日、入札公告及び入札説明書等を公表。
- ・令和3年3月12日、第404回定例会にて、土地の取得についてが可決。南田原事業用地の所有権移転登記手続きを開始し、町が事業用地を取得。
- ・令和3年7月9日、入札の申込があった1グループの入札辞退届の提出があったことを報告。入札通知の公告。
- ・令和3年7月19日、行政報告にて、入札の中止について報告。
- ・令和3年7月30日、全員協議会にて、入札の中止について報告。
- ・令和3年10月1日、行政報告にて、道の駅いながわ機能拡大プロジェクト検証委員会の設置の報告。
- ・令和4年4月7日、いながわ活性化対策特別委員会にて、道の駅いながわ機能拡大プロジェクト検証委員会の調査報告。
- ・令和4年5月26日、神戸地方裁判所に住民訴訟が提起される。
- ・令和5年8月10日、いながわ活性化対策特別委員会にて、住民訴訟について現状の報告。
- ・令和7年11月21日、いながわ活性化対策特別委員会にて、これまでの経緯、現状の課題及び今後の土地利用について報告。
- ・令和7年12月4日、神戸地方裁判所にて口頭弁論手続が終結。
- ・令和7年12月5日、総務建設常任委員会にて、令和7年度猪名川町一般会計補

正予算（第5号）、道の駅移転事業に関連して一部取得した農地の残地の機能修復に係る実施設計委託料の説明。

- ・令和7年12月17日、第429回定例会（12月定例会）にて、令和7年度猪名川町一般会計補正予算（第5号）が可決。

(2) 農地法等の解釈について

本件請求に係る土地は道の駅移転にかかる事業用地として他の土地と併せて取得されたものである。事業用地の地目は大部分が田であり、本件請求に係る土地の地目も田である。本来、田から宅地等への転用を目的に売買する場合は、農地法第5条が適用され、兵庫県知事の許可が必要となるが、道の駅整備にかかる事業用地は農地法第5条第1項第7号の除外規定に該当し、兵庫県知事の許可を要さないものであった。しかし道の駅整備事業は凍結となったため、地目は変更されておらず、現状も地目は田のままである。

(3) 令和7年度猪名川町一般会計補正予算（第5号）で計上した実施設計委託料について

猪名川町南田原字幾志1-5、同町南田原字北泓12-3はそれぞれもともと一筆だった田を分筆し取得した町有地である（南田原字幾志1-1を1-1と1-5に、南田原字北泓12-1を12-1と12-3にそれぞれ分筆した）。用地取得した際に地権者との売買条件である機能回復工事を実施する必要があったが、事業凍結や検証委員会、住民訴訟の提起があり、未実施の状況が長らく続いていた。売買条件について町は用地交渉記録をつけており、履行すべき約束事として書面による保存を行っている。幾志の土地については隣接する地権者が稲作を行っているが、(4)で後述する取水排水の問題から、町有地である1-5と一体で稲作を行っているところ、兵庫県からは保全管理手法として適切でないおそれがあると指摘されている。売買条件の履行と農地法上適正でない状況を是正するうえで、令和8年にも稲作が行われることから、稲刈り直後の工事着手を目指し、今年度中に現地測量を行うべく第429回定例会（12月定例会）において令和7年度猪名川町一般会計補正予算（第5号）で本件実施設計委託料を計上し可決されたものである。

(4) 本件請求に係る土地と隣接する民有地について

道の駅整備事業に関連して取得した南田原字幾志1-5、南田原字北泓12-3と隣接する民有地については下記のとおりであるが、(3)に記載したとおり現在まで機能回復工事が実施されていない状況である。当時の町の想定ではPFI事業者の負担によって工事が実施される予定であったが、入札辞退や事業凍結の経緯から、町負担による実施が実質的な条件となっている。

①南田原字幾志 1-5

地目：田

地積：601平方メートル

南田原字幾志の1-5と隣接する1-1は現況で一筆の土地になっており、1-1は民有地となっている。1-1の地権者にとって、1-5に隣接する水路からでないと稲作をするための取水排水ができないため、1-1に水を張ると1-5にも水を張ることとなり、地権者は1-1と1-5のいずれにも稲作を行わざるを得ない状況にある。一方、1-5は町有地のため、例外的に農地法第5条第1項の許可を受けることなく町が所有することとなった農地において稲作することは適正ではないということで農地法第3条第1項に違反している可能性がある」と兵庫県に指摘されている。また、当該土地については機能回復工事の実施を地権者と約束した上で土地売買契約を締結しているため、事業用地に必要な部分を分筆取得した時点で地権者が所有する1-1だけで水稲ができるよう町が復旧すべきであったが、事業凍結や検証委員会、住民訴訟の提起があり、現在も機能回復工事が進んでいない状況である。

②南田原字北泓 1 2-3

地目：田

地積：866平方メートル

南田原字北泓の1 2-3と隣接する1 2-1は現況で一筆の土地になっており、1 2-1は地権者が所有する土地となっている。1 2-1で稲作は行っていないが、1 2-1と里道水路を挟んで隣接する8を合筆させる機能回復工事を実施することが売買の条件であり、①同様町が分筆取得した時点で町が復旧すべきであったが、事業凍結や検証委員会、住民訴訟の提起があり、現在も合筆及び機能回復工事が止まっている状況である。

(5) 住民訴訟の状況について

令和4年5月26日に猪名川町長を被告として神戸地方裁判所に住民訴訟が提起された。請求の趣旨は下記のとおりである。

1. 被告は、福田長治に対し、5億5,229万7,290円及びこれに対する令和3年3月24日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求せよ
2. 被告は、南田原地区元地権者の各相手方に対し、各売買金額及びこれに対する令和3年3月24日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うよう請求せよ
3. 訴訟費用は被告の負担とする

令和7年12月4日までに16回の口頭弁論が行われており、令和8年3月19日に判決が言い渡される予定である。

3 監査委員の判断

法第242条に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、防止や是正、又は損害の補填を目的とする制度であり、本来、監査委員の監査の対象となるのは、違法・不当な財務会計そのものについてである。

本件請求において請求人は、

- ①測量業務が第三者の利益調整を目的とする支出であること
- ②事業用地については現在行政訴訟が継続中であり、訴訟の判決によっては本件支出の前提が失われる可能性があること
- ③本件支出は当初PFI事業者が負担する予定であったが、事業者は既に撤退しており、事業者が負担すべきであった費用を町が負担する構造であること
- ④本件測量は災害対応や人命に関わるものではなく、係属中訴訟の判決を待って実施しても町に回復困難な不利益が生じる性質のものでないこと

以上4つの理由から、本件支出が裁量権の逸脱又は濫用に該当し、違法又は不当な公金支出となるおそれがあり、本件支出がされた場合、事業の前提が失われた際には回収不能な公金の損失となり、町に不必要かつ回復困難な財政的損害を生じさせることを問題としている。

以下の点から判断する。

(1) 測量業務は第三者の利益調整を目的とする支出であるか。

道の駅整備事業に関連して取得した南田原字幾志1-5、南田原字北泓12-3はそれぞれがもともと隣接する土地と一体で、現況が一筆の土地である。地権者と用地交渉時に機能回復工事の実施をそれぞれ約束していたにも関わらず、長らく未実施で地権者に待ってもらっている状態にある。本件測量業務は機能回復工事実施に向けた前段の業務であり、町が履行義務を負っている工事の実施という観点において、第三者の利益調整を目的とする支出にはあたらない。

(2) 道の駅移転事業用地取得に係る行政訴訟の今後の予定、対応方法は。

行政訴訟は前述しているとおり、口頭弁論が終結し令和8年3月19日に判決が言い渡される予定である。測量業務は町が実施すべき地権者との約束事であるところ、請求人の言う訴訟については、道の駅いながわ機能拡大プロジェクト検証委員会の調

査においても、町による本件土地の取得価格が不相当に高いとする事情は認められなかったと判断されており、道の駅訴訟における原告の請求が認められる可能性は低いと考えられ、本件支出の前提が失われるということにはならないと認められる。

(3) 残地の機能修復について、町が費用を負担する理由と根拠は。

機能回復工事については土地売買契約時の約束事であり、長らく地権者を待たせていたことから、早期に実施する必要があるものと考えられる。売買時の条件は当時の用地交渉記録として保存されており、原因者である町が費用を負担すべきものである。

(4) 早期に測量業務を実施する理由。

土地売買時の約束事であり、長らく地権者を待たせていることに加え、幾志の土地は稲作が行われ、兵庫県から農地法上適正でないという指導を受けている状況である。行政の所有する土地が適正でない状況であるということは通常あり得ないことであり、早急に是正する必要があることから、早期の機能回復工事の実施または状況の改善を行うべきものと考えられる。

以上4点をあげたが、いずれの点からも実施設計委託料の支出が裁量権の逸脱や濫用に該当し、違法又は不当は公金支出となるおそれがあるとは考えられない。また、測量業務は町と地権者との土地売買時の約束事を履行することが目的であり、裁判において原告の請求が認められる可能性は低く、支出の前提が失われることにはならないと認められるため、回収不能な公金の損失や町に不必要かつ回復困難な財政的損害を生じさせることには当たらないと考えられる。

4 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がなく、措置する必要はないものと判断し、主文の通り決定する。